

## みずほ居宅介護支援事業所運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人みずほ会が開設するみずほ居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)は居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2.事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3.事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4.事業の実施に当たっては、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 事業所の名称:みずほ居宅介護支援事業所
- 2) 所在地:東広島市志和町志和東810番地1

### (従業者の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者:常勤兼務1名(主任介護支援専門員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2) 介護支援専門員:常勤専従2名、常勤兼務1名  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日:月曜日から土曜日までとする。  
但し、12月30日から1月3日までの年末年始を除く。
- 2) 営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3) 上記の期間・時間以外においても、予約、緊急の場合は24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 1) 利用者の相談を受ける場所:事業所の相談室又は利用者の居宅等
- 2) 使用する課題分析の種類:MDS-HC 2.0版方式
- 3) サービス担当者会議の開催場所:事業所の相談室等
- 4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度:少なくとも1回/月
- 5) モニタリングの結果記録:1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 1) 居宅サービス計画の作成
- 2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- 3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとする。

- 1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費を徴収する。但し、自動車を使用した場合は路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する(但し、東広島市西条町・八本松町は除く)。
- 2) 前項の費用を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業実施は、東広島市志和町区域とする。

(事故の対処)

第10条 介護支援サービスの提供において事故が発生した場合は、速やかに利用者の関係者及び関係市町に連絡し、必要な処置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針をを整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第12条 事業所は身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

- 1 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 2 身体的拘束等を行う場合にはその態様および期間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策等を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日をいう)から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人みずほ会の理事長と事業所の管理者との協議にもとづき、これを定める。

## 附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。  
この規定変更は、平成12年2月1日から施行する。  
この規定変更は、平成13年6月1日から施行する。  
この規定変更は、平成15年1月1日から施行する。  
この規定変更は、平成15年4月1日から施行する。  
この規定変更は、平成16年12月1日から施行する。  
この規定変更は、平成17年3月15日から施行する。  
この規定変更は、平成17年11月15日から施行する。  
この規定変更は、平成18年9月1日から施行する。  
この規定変更は、平成20年4月1日から施行する。  
この規定変更は、平成20年6月1日から施行する。  
この規定変更は、平成21年4月1日から施行する。  
この規定変更は、平成25年4月1日から施行する。  
この規定変更は、平成25年6月1日から施行する。  
この規定変更は、平成25年7月12日から施行する。  
この規定変更は、平成27年7月1日から施行する。  
この規定変更は、平成28年9月21日から施行する。  
この規定変更は、平成29年1月1日から施行する。  
この規定変更は、平成29年4月1日から施行する。  
この規定変更は、令和元年9月27日から施行する。  
この規定変更は、令和2年9月1日から施行する。  
この規定変更は、令和2年12月1日から施行する。  
この規定変更は、令和3年4月1日から施行する。  
この規定変更は、令和4年2月16日から施行する。  
この規定変更は、令和4年4月1日から施行する。  
この規定変更は、令和4年10月1日から施行する。  
この規定変更は、令和5年6月1日から施行する。  
この規定変更は、令和5年8月1日から施行する。  
この規定変更は、令和6年4月1日から施行する。